

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

～ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について～

- 秋田県内の各自治体が実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」）をお貸しします。
- 養成機関での課程修了後、1年以内に秋田県内において取得した資格を生かして就職し、その業務に5年間従事した場合に訓練促進資金の返還が免除されます。

1 制度の目的

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、訓練促進資金を貸付することにより、資格取得と自立の促進を図るもの。

2 貸付対象者

- 次の要件をすべて満たす方
 - 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「給付金」）の支給を受ける者。
 - 秋田県内に住民登録をしている者
 - 養成機関での課程修了後、秋田県内において返還免除対象業務に従事しようとする者。
 - 他の都道府県の高等職業訓練促進資金を借り受けていない方。
- 給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で就業する場合における訓練促進資金の取扱は、平成30年4月1日より以下のとおり。
 - 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸し付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸し付けは行わない。
 - 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸し付けは行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸し付けを行う。

3 貸付金の種類、貸付額

1 入学準備金 貸付額：500,000円以内（一括交付）

給付金の支給を受ける者

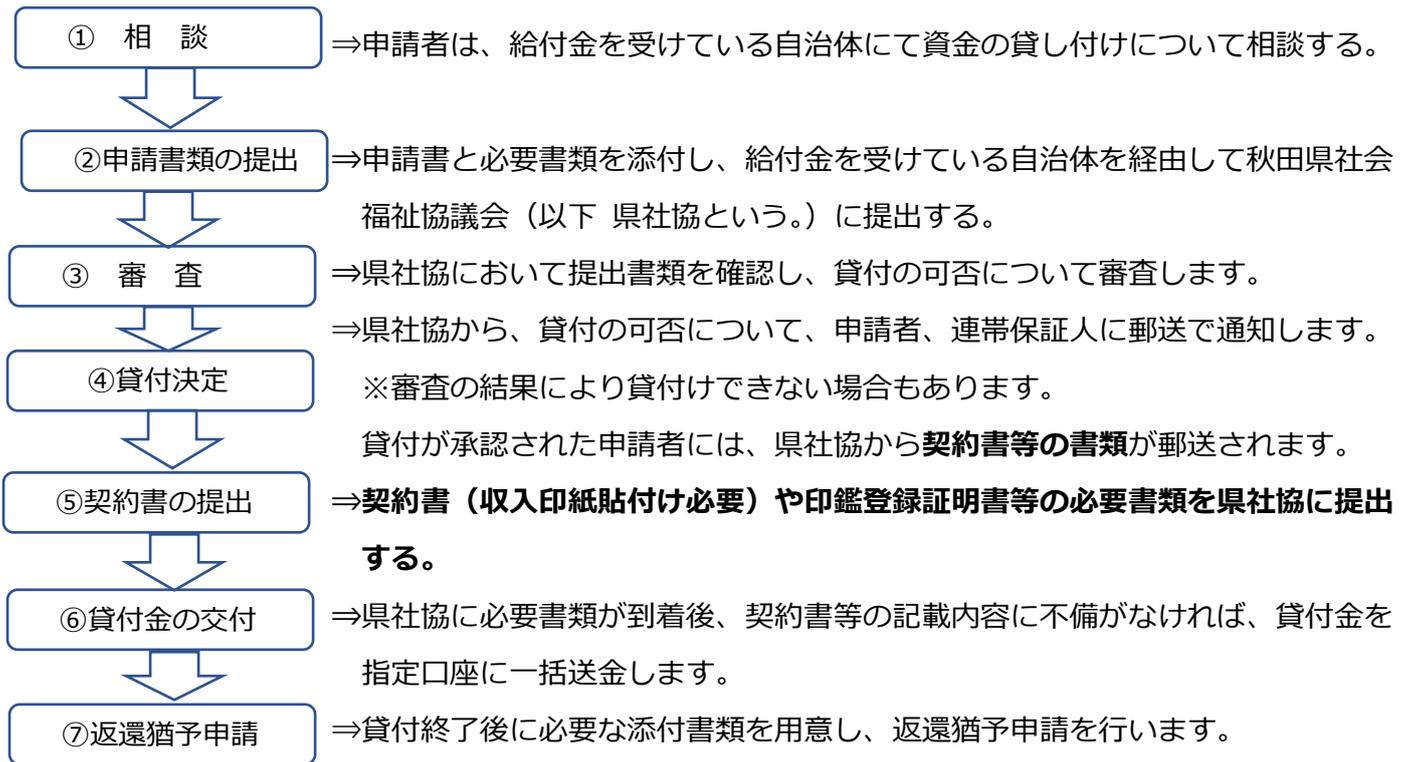
2 就職準備金 貸付額：200,000円以内（一括交付）

養成機関の課程を修了し、資格を取得した者

貸付利子 連帯保証人を立てる場合…無利子

連帯保証人を立てない場合…貸付利子1.0%

4 貸付決定・契約・送金までの流れ



5 貸付中～返還猶予、免除申請

※書類の提出については、その都度本会から依頼します。

入学準備金 借受人	就職準備金 借受人
<p>【在学中】在学していることの確認 4月、7月、10月、1月に 在学証明書を提出。</p>	<p>【貸付契約書の取り交わし後】 本会から貸付金送金の通知に併せて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返還猶予申請書 ・ 業務従事届 を送付しますので、記入して提出していただきます。
<p>【卒業時】状況確認書類の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業証書又は証明書の写し ・ 資格取得を確認できる書類（合格通知等）※ ・ 業務従事届 ・ 返還猶予申請書と併せて4月下旬まで提出。 <p>※免許証が届き次第、写しを本会まで提出してください。</p>	
<p>【就業期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職後5年間は、業務従事届を4月下旬までに提出し、就業の状況を報告します。 ・ 離職した（する）場合は、離職までの在職期間等を本会に申告していただくため、従事期間証明書の提出が必要となりますので一度ご連絡ください。 ・ 求職活動を行う場合、一定条件のもとに就業継続期間とみなされる場合がありますので事前にご相談ください。 	

【注意事項】

※返還免除申請が認められる就労時間は、週20時間以上の就労となります。

毎年、県社協から各手続きに必要な書類提出のお願いを郵送しますので、所定の様式を期日までに提出してください。

※提出期間を過ぎた場合、書類提出の督促を行います。督促されても提出がない場合は、業務従事等の報告 及び 借受人の責務 に反すると判断し、業務従事等の実態が把握出来ないことも踏まえて返還開始の手続きに移りますので御留意ください。

※引越しなどで住所が変更になっている場合は、郵便が届きませんので、必ず御連絡ください。

⑧返還免除申請

⇒県社協から書類提出の通知が届いたら、返還免除申請書類の提出をする。

添付書類は、『従事期間証明書』です。必要に応じて他の様式を送付し、提出をお願いすることもあります。

問い合わせ先：秋田県社会福祉協議会 地域福祉・生きがい振興部 地域福祉担当

☎018-864-2714 FAX018-864-2742

E-mail: chiiki@akitakenshakyō.or.jp

(休日や時間帯を気にせずメールにて問合せ・連絡できます。回答は平日の日中となります。)